

募集要項

1 開催日程等

① 和歌山会場

開催日時：令和5年11月11日（土）・12日（日）・18（土）・19日（日）
25日（土）・26日（日）の6日間

各開催日とも8時30分～17時30分

開催場所：和歌山技能センター（和歌山市砂山南3丁目3番38号）

② 田辺会場

開催日時：令和6年2月3日（土）・4日（日）・10（土）・11日（日）
17日（土）・18日（日）の6日間

各開催日とも8時30分～17時30分

開催場所：田辺産業技術専門学院（田辺市新庄町1745番地2）

※ ①か②のどちらかを選択していただきます。講習内容は同じです。

※ どちらの会場も受講申請者が著しく少ない場合は、その会場で実施しないこともあります。

※ 田辺会場は隔年実施の予定です。

2 受講資格

希望する免許職種について、別紙受講資格一覧のいずれかに該当する方。

ただし、次の方は本講習を修了しても、職業訓練指導員免許は交付されません。

- ① 精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方
- ② 禁錮以上の刑に処せられた方
- ③ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない方

3 受講料 20,900円（消費税等税込み・テキスト代含む）

受講料は受付期間内に振込み、振込金受取書又は利用明細書等、振込み完了がわかる書面の写しを申請書の裏面に貼付のうえ提出して下さい。なお、振込手数料は各自でご負担願います。

（振込先）

紀陽銀行 西浜出張所 普通預金 29406 <small>わかやまけんしよくぎょうのうりよくかいはつきょうかい</small> 和歌山県職業能力開発協会
--

※ 振込みの際に発行される振込金受取書、利用明細書等を領収書に代えさせていただきます。

※ 受講料は、受講資格がない場合及び講習会を実施しない場合を除き、原則お返しいたしません。

4 申請書提出及び問い合わせ先

〒640-8272 和歌山市砂山南3丁目3番38号 和歌山技能センター内

和歌山県職業能力開発協会（担当）柴崎、柳澤

TEL：073-425-4555・5455 FAX：073-425-4773

※ 必要な申請書類は「6 受講申請書類」を確認して下さい。

5 申請受付期間

令和5年9月25日（月）～10月18日（水）9時～17時30分（土・日・祝日除く）

※ 新型コロナウイルス感染防止のため、申請書類は、簡易書留郵便で提出して下さい。

6 受講申請書類（別紙受講資格一覧を参照）

① 受講資格の番号1の方

- ア 受講申込書（様式1）
- イ 履歴書（様式2）
- ウ 住民票（本人分 1通）
- エ 1級又は単一等級技能検定合格証書の写し（免許職種に該当するもの）

② 受講資格の番号2～18の方

- ア ①のア～ウの書類（受講申込書、履歴書、住民票）
- イ 職歴証明書（様式3）
事業所等に勤務している人は事業主等の証明、自営業者は所属する組合団体の代表者の証明、組合団体等に所属していない方は本人の居住する自治会長等の証明が必要です。
- ウ 職業訓練施設の修了証書の写し（免許職種に該当するもの）
技能照査合格後の実務経験により受講する場合は技能照査合格証の写しも添付。

③ 受講資格の番号19～22の方

- ア ①のア～ウの書類（受講申込書、履歴書、住民票）
- イ 職歴証明書（様式3）
事業所等に勤務している人は事業主等の証明、自営業者は所属する組合団体の代表者の証明、組合団体等に所属していない方は本人の居住する自治会長等の証明が必要です。
- ウ 卒業証書の写し又は卒業証明書の原本（免許職種に該当するもの）
- エ 履修証明書又は成績証明書
- オ 特別履修証明書
出身学校に、免許職種に係る学科を修了したことを証明していただきますので、該当する方は事前に当協会までご連絡下さい。該当する職種の特別履修証明書を別途、送付いたします。

7 受講にあたっての留意事項

- 1日でも欠席されますと修了は認められません。また、自己都合による遅刻、早退をした場合も修了は認められません。
- 他の受講者に迷惑をかける方、当協会の指示に従えない方については、講習開催中でも受講をお断りすることがあります。
- お預かりした個人情報については、本講習会の実施に必要な範囲内で利用させていただくものであり、ご本人の許可なく第三者に提供することはありません。